

カシノナガキクイムシ防除局仕様書

令和4年4月

中部森林管理局 保全課

カシナガ防除樹幹注入作業局仕様書

(予定木)

- 1 樹幹注入の予定木は、胸高部分にプレートで表示している。ナンバーテープで胸高部及び施用高付近に同番号を付してある。また、予定木毎の胸高直径、樹高は様式1「樹幹注入調査野帳」のとおり。足取り図は位置図のとおりである。

(使用薬剤等)

- 2 使用する薬剤は、農薬登録を受けている以下の条件を全て満たすものであること。
 - (1) 薬効期間が2年以上保証されているもの。
 - (2) 品質が保証されており、高い防除効果が期待できるもの。
 - (3) 普通物で魚毒性が低く、残留性が軽微である等環境への負荷が小さいもの。
 - (4) 注入孔が小さく、注入木への負担が少ないもの。
 - (5) ボトル注入タイプ又は、高濃度濃縮タイプで短時間での注入ができるもの。
- 3 別紙1-2「樹幹注入剤の標準例と薬剤注入量の基準（カシナガ防除）」で示す標準例にない薬剤を選択する場合には、農薬登録票及び、効果、品質及び安全性等を証明する書類を添付した、別紙3「樹幹注入用薬剤使用願」を監督職員経由で森林管理署長へ提出し承認を得ること。
- 4 薬剤の使用量は、別紙2-1「樹幹注入対象木明細表」記載の使用量を遵守すること。

(薬剤の適正な管理)

- 5 薬剤等の取扱いについては、以下に注意し、事故防止等の徹底に万全を期すこと。
 - (1) 薬剤の現地搬入に当たっては、その日に施用できるものだけにとどめる。
 - (2) 薬剤の注入を終えた空容器は、確実に回収し適切に処分すること。
 - (3) 作業に従事する作業員に対し、作業機材及び薬剤の取扱等の注意事項等、安全教育を徹底し、事故の未然防止に努める。

(作業手順及び留意点)

- 6 作業手順及び留意点は、以下のとおり。
 - (1) 健全度の再チェック
予定木として示した立木について、不健全と思われる立木があった場合には、当該立木及び樹幹注入調査野帳写に印をし、実施の可否について改めて監督職員の指示を受ける。
 - (2) 注入日の気象条件
薬剤の注入は、晴れから薄曇りの日を選び日中に行う。
 - (3) 注入は、薬剤の説明書に記されている方法を遵守する。
 - (4) 空容器は、全て回収し、回収した容器の写真を撮影する。

- (5) 空容器は、監督職員等の検査終了後、請負者の責任において環境汚染を生じさせないように定められた処分方法により、適切に処分する。

(実施状況の記録)

- 7 実施状況及び施工後の効果を確認するため、以下の要領により記録すること。
- (1) 記録写真は、対象木ごとにナンバーテープ、施用状況と施用後の状況を撮影し、薬剤の施用状況及び閉塞状況、空容器回収状況等を確認する。
 - (2) 事前に渡された様式1「樹幹注入調査野帳」の実施記録欄に所要事項を記入し、総注入量を集計する。
 - (3) 注入中、注入した状態のアンプル及び注入薬剤などを全て写した写真を撮影する。このとき、写真には対象木のナンバーがわかるようにしなければならない。
 - (4) 薬剤納入伝票（写）を提出する。

(完了の報告等)

- 8 業務が終了したときには、林小班ごとにとりまとめた施用本数・注入量、実施工程等を記した報告書を作成し、記録写真及び様式1「樹幹注入調査野帳」を速やかに添付して提出する。

(その他)

- 9 上記によりがたい場合は、監督職員の指示による。

カシナガ防除立木くん蒸処理作業局仕様書

(予定木)

- 1 立木くん蒸処理の予定木は、胸高部分に有色テープで表示している。ナンバーテープで胸高部及び施用高付近に同番号を付してある。また、予定木毎の胸高直径、樹高は様式 1 - 1 「立木くん蒸処理調査野帳」のとおり。足取り図は位置図のとおりである。

(使用薬剤等)

- 2 使用する薬剤は農薬登録を受けている以下の条件を全て満たすものであること。
 - (1) 有効期間が 3 年以上保証されているものである。
 - (2) 品質が保証されており、高い殺虫効果が期待できる。
 - (3) 普通物で魚毒性が低く、残留性が軽微である等環境への負荷が小さい。
- 3 標準例にない薬剤を選択する場合には、農薬登録票及び、効果、品質、安全性等を証明する書類を添付した、別紙 3 - 2 「立木くん蒸処理薬剤使用願」を監督職員経由で森林管理署長へ提出し承認を得ること。
- 4 薬剤の使用量は、別紙 2 - 2 「立木くん蒸対象木明細表」記載の使用量を遵守すること。

(薬剤の適正な管理)

- 5 薬剤等の取扱いについては以下に注意し、事故防止等の徹底に万全を期すこと。
 - (1) 薬剤の現地搬入に当たっては、その日に施用できるものだけにとどめる。
 - (2) 薬剤の注入を終えた空容器は、確実に回収し適切に処分すること。
 - (3) 作業に従事する作業員に対し、作業機材及び薬剤の取扱等の注意事項等安全教育を徹底し、事故の未然防止に努める。

(作業手順及び留意点)

- 6 作業手順及び留意点は、以下のとおり。
 - (1) 注入日の気象条件
薬剤の注入は、晴天の日を選び日中に行う。
 - (2) 注入は、薬剤の説明書に記されている方法を遵守する。
 - (3) 空容器は全て回収し、回収した容器の写真を撮影する。
 - (4) 空容器は監督職員等の検査終了後、請負者の責任において環境汚染を生じさせないように定められた処分方法により適切に処分する。

(実施状況の記録)

- 7 実施状況及び施工後の効果を確認するため、以下の要領により記録すること。

- (1) 記録写真は、対象木ごとにナンバーテープ、施用状況と施用後の状況を撮影し、薬剤の施用状況、空容器回収状況等を確認する。
- (2) 事前に渡された様式1-1「立木くん蒸処理調査野帳」の実施記録欄に所事項を記入し、総注入量を集計する。
- (3) 注入中、注入した状態のサンプルを全て写した写真を撮影する。このとき、写真には対象木のナンバーがわかるようにしなければならない。
- (4) 薬剤納入伝票（写）を提出する。

(完了の報告等)

- 8 業務が終了したときには、林小班ごとにとりまとめた施用本数・注入量、実施工程等を記した報告書を作成し、記録写真及び様式1-1「立木くん蒸処理調査野帳」を添付して、速やかに提出する。

(農薬使用計画書の提出)

- 9 伐倒駆除作業にて、くん蒸により農薬を使用する場合は、所定の「農薬使用計画書」を事前に農林水産大臣あて届け出ること。

(その他)

- 10 上記によりがたい場合は、監督職員の指示による。

カシナガ防除伐倒駆除作業局仕様書

(伐倒駆除予定木)

- 1 伐倒駆除の予定木は、胸高部位に有色テープで表示している。伐倒時にナンバーテープを根際に付け替え表示すること。
予定木は伐倒くん蒸処理調査野帳のとおり。足取り図は位置図のとおりである。

(駆除の方法)

2 伐倒、枝払、玉切、集積の各方法

(1) 伐倒

伐倒高はなるべく地際から10cm以下とするが、安全上これによりがたい場合は監督員の指示により行う。

(2) 枝払い

被覆時にシートを損傷しないよう枝基部からおこなう。

(3) 玉切

玉切りする長さは、概ね1m程度になるよう切断する。

(4) 鋸目

玉切りされた丸太に対し、直径30cm以上は両側3カ所。直径20～30cmは片側3カ所。伐根には両側3カ所とし、鋸目の深さは4～5cm程度とする。

(5) 集積

- ① 集積は、伐根とともにいき、被覆内容積が1m³を目安に積み込む。大径材や、地形により集積が困難な場合はこの限りではない。
- ② 枝条は集積のみとする。
- ③ 傾斜地、不安定地へ集積する場合は杭による止めを行い、集積した被害材が転動することが無いように措置する。
- ④ 歩道上には集積しない。

(くん蒸の方法)

3 使用薬剤、資材、処理方法

(1) 使用薬剤

くん蒸剤は、農薬取締法第2条に登録されたもので、普通物のカーバム剤（成N-メチルジチオカルバミン酸アンモニウム50%）を用いる。

(2) 薬剤使用量

薬剤使用量は、被覆内容積に対し規定量以上を用いる。

(3) 被覆シート

被害材を被覆するシートは、生分解性シートとし、伐採材（1m³程度）の被覆が確実にできる規格とする。被覆シートの厚さは0.1mmとする。

(4) 被覆方法

ア 被覆は、伐採材の密閉性を第一とし、各辺を30cm程度の埋設を行い、覆土する。

イ 覆土は、落葉層を除いた土壌を用い、隙間無く行う。

ウ 薬剤投入後、再度シートの破損状況等の確認を行い、シートが破損している場合は粘着テープ等で補修を行う。また、再度覆土部分に隙間がないか確認を行う。

エ 伐倒くん蒸処理のため集積したシート及び周辺立木などに、実施事業名、実施月日、実施者名、実施期間、注意事項等を表示する。

オ 空容器は全て回収し、回収した容器の写真を撮影する。

カ 空容器は検査終了後、請負者の責任において環境汚染を生じさせないように定められた処分方法により適切に処分する。

(5) くん蒸期間

くん蒸の期間は、最低14日以上行う。

(実施状況の記録)

4 実施状況及び施工後の効果を確認するため、以下の要領により記録する。

(1) 各作業毎に作業中の状況写真を撮影する。

(2) 伐採木は、伐根とナンバーテープとを同一の写真で撮影する。

(3) 伐採木の集積をシートで被覆し、シートへ油性マジックなどで伐採木のナンバーを表示し撮影する。なお、1本の伐採木から複数箇所に集積した場合には、枝番号を付す。複数の伐採を一カ所に集積した場合は、それぞれの対象木ナンバーを付すこと。

(4) 使用するくん蒸剤とシートについては、作業着手前と作業後について、全量が把握できる写真を撮影する。

(完了の報告等)

5 業務が終了したときには、次の資料を添付した報告書を作成し、速やかに提出すること。

① 事業完了届

② 薬剤記録表（林小班名、年月日、ナンバー、ナンバーテープ色、薬剤投入量、枝条材積、シート数量などを任意に整理した表）

③ くん蒸剤、被覆シートの納品書の写し

(農薬使用計画書の提出)

6 伐倒駆除作業にて、くん蒸により農薬を使用する場合は、所定の「農薬使用計画書」を事前に農林水産大臣あて届け出ること。

(その他)

7 上記によりがたい場合は、監督職員の指示による。